遺產分割協議書

被相続人　山田　宗隆　（令和元年５月1日死亡）

最後の住所　広島県広島市中区上幟町29－1

最後の本籍　広島県広島市中区上幟町497

登記簿上の住所　広島県広島市中区上幟町3－24－14

上記被相続人の遺産について、次のとおり遺産分割協議を行った。

令和１年５月1日死亡、広島県広島市中区上幟町3－24－14　山田　宗隆の死亡により開始した相続の共同相続人である　山田　貴教、　山田　優子2名は、その相続財産について、次の通り分割を協議し、決定した。

1.　相続人　山田　貴教は、次の不動産を取得する

土地　所在　広島県広島市中区上幟町3丁目　地番24番14号

宅地　地積　160.05m2

建物　所在　広島県広島市中区上幟町3丁目24番14号　家屋番号1番4号　種類　居宅

構造　鉄骨造ストレート葺　床面積　1階　65.32m2　2階　51.21　m2３階48.11ｍ２

2.相続人　山田　優子は下記の財産を取得する

広島銀行白島支店の被相続人名義の預金　普通預金　口座番号　0876543　の残高全額

広島銀行白島支店の被相続人名義の預金　定期預金　口座番号　0876543　定期預金番号12～22番のすべて

3.相続人　山田　優子は、被相続人の債務全てを継承する

4.相続人　山田　優子は被相続人名義の次の負債を継承する

金銭消費賃貸借契約

金　500,000円　債権者○○ファイナンス株式会社

（後日判明した財産）

5.本協議書に記載なき遺産及び後日判明した遺産は、相続人全員が　その財産について再度協議を行うこととする

上記協議の成立を証するため、署名押印したこの協議書を2通作成し、各自1通保有する。

令和元年9月20日

相続人　山田　貴教

住所　広島県広島市中区鉄砲町2－29－1

実印

相続人　山田　優子

住所　広島県広島市東区牛田東1－12－15－401

実印